

( 公 印 省 略 )

建 政 第 1 8 3 8 号  
令和 2 年 1 月 2 7 日

一般社団法人 大分県建設業協会長 殿

大分県土木建築部 建設政策課長

「低騒音型建設機械指定制度」における不正表記について (送付)

標記について、別紙のとおり、国土交通省九州地方整備局企画部施工企画課長から通知がありましたので、参考送付します。

「低騒音型建設機械」の使用を設計図書で義務づけている大分県土木建築部発注の工事においては、別紙に記載の機種を「低騒音型建設機械」として取り扱えないため、監督時等に確認を行い、適切に指導するよう周知しています。

本通知に関する記者発表の内容については、下記ホームページを参照ください。

①国土交通省記者発表 「低騒音型建設機械指定制度」における不正表記について

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15\\_hh\\_000255.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15_hh_000255.html)

②ヤンマー建機記者発表 「低騒音型建設機械指定制度」における申請漏れについて

<https://www.yanmar.com/jp/construction/important/2020/12/28/85274.html>

技術・情報システム班 後田 (4560)

# 【別紙】

国九整施企第72号  
令和3年1月12日

各県・政令市  
技術管理担当課長 殿

国土交通省 九州地方整備局  
企画部 施工企画課長  
(公印省略)

## 「低騒音型建設機械指定制度」における不正表記について

表記について、令和2年12月28日付け国総イ第304号で、総合政策局公共事業企画調整課長より別紙のとおり通知があったので、適切に処理されるよう通知します。

国総イ環第 304号  
令和2年12月28日

各地方整備局 企画部長  
北海道開発局 事業振興部長  
沖縄総合事務局 開発建設部長

国土交通省 総合政策局  
公共事業企画調整課長  
(公 印 省 略)

「低騒音型建設機械指定制度」における不正表記について

低騒音型建設機械の利用を促進し、もって建設工事の現場周辺の生活環境の保全と建設工事の円滑な施工を図ることを目的として定めた「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき、平成9年から低騒音型建設機械の指定を行ってきているところである。

今般、別添の通りヤンマー建機株式会社において指定されていない12型式が指定型式として販売されていることが判明したので、下記の対象型式について、設計図書により使用を義務づけられている低騒音型建設機械として取り扱わないよう注意されたい。

なお、貴管下都道府県にも周知されたい。

記

対象12型式

機種	型式	販売者
発動発電機	YDG250VS-5E-W	ヤンマー建機株式会社
	YDG250VS-6E-W	
	YDG300VS-5E-W	
	YDG300VS-6E-W	
	YDG350VS-5E-W	
	YDG350VS-6E-W	
	YDG500VS-5E-W	
	YDG500VS-6E-W	
	YDG600VST-5E-W	
	YDG600VST-6E-W	
	YDG600VST-5E-CW	
	YDG600VST-6E-CW	

